



F110 CUP

2025 GSTR GRAND PRIX F110 CUP
sporting regulations

2025年 競技規則



2025 GSTR GRAND PRIX F110 CUP sporting Regulations

2025年 競技規則

contents

(2025年2月1日制定)

第1条 規定	3	第21条 タイヤ	17
第2条 一般的合意事項		第22条 車両とエンジン	18
第3条 競技参加者の遵守事項	4	第23条 燃料	
第4条 競技許可証(ライセンス)	5	第24条 一般安全規定	19
第5条 参加車両・競技会		第25条 公式予選	20
第6条 得点	6	第26条 スターティンググリッド	22
第7条 デッドヒート(同着)		第27条 ブリーフィング	23
第8条 競技会の組織	7	第28条 スタート手順	
第9条 保険		第29条 決勝レース中のコースイン	
第10条 競技会主要役員	8	第30条 セーフティカー	27
第11条 公式登録および参加申込		第31条 レースの中断およびレースの再開	
第12条 競技会参加者に対する指示および通知	9	第32条 レース終了	30
第13条 インシデント		第33条 車両保管	31
第14条 抗議および控訴	11	第34条 順位認定の必要条件	
第15条 罰則		第35条 賞の授与と記者会見	32
第16条 ドライバーの変更	12		
第17条 ドライバーの遵守事項		付則-1 大会告知	33
第18条 競技車両番号	13	付則-2 2025年 F110 CUP参加登録規定	36
第19条 ピットエリア	14	付則-3 F110 CUPにおける競技車両番号の 設定基準	37
第20条 書類検査および車両検査	15	付則-4 2025年 F110 CUP 車両規則	38

■ 2024年からの変更箇所はアンダーラインで示す。

「2025年 F110 CUP」は、一般社団法人日本自動車連盟(JAF)公認のもと、FIA国際モータースポーツ競技規則ならびにそれに準拠したJAF国内競技規則とその付則、2025年 F110 CUP競技規則、ならびに各競技会特別規則に従い、準国内格式競技として開催される。

第1条 規定

- 本競技規則の終局条文は日本語版とし、その解釈に関して疑義が生じた場合には日本語版が用いられる。本文中の見出しは参照を容易にするためだけのものに過ぎず、競技規則の一部を形成するものではない。
- JAFおよびニューパシフィックスポーツマーケティング株式会社(以下「F110事務局」という。)は年度途中においても本競技規則について、見直しを行う場合がある。その内容は、F110 CUP プルテンで発表される。
- 本競技会には下記の諸規則、規定が適用される。
 - FIA国際モータースポーツ競技規則およびその付則(以下、「FIA国際競技規則」という。)
 - 国内競技規則およびその付則
 - 本競技規則およびその付則
 - 競技会特別規則
 - 各サーキット競技規則
- 特別規則書、公式プログラムの表紙、競技結果成績およびポスターには、F110 CUPのタイトルおよび規定ロゴマークを表示すること。
- 公式プログラムには、エントラント名称、ドライバーの氏名のほか、その国籍、運転する車両の銘柄・型式等を記載すること。

第2条 一般的合意事項

- 本競技会に係わるすべての個人、団体ならびに組織は前条第3項に記されたすべての規則、規定を遵守することを条件にF110 CUP競技会に参加することが許される。
- 競技会期間中、エントリーに関わるすべての関係者は、当該競技参加者またはその代理人と同様に規則を遵守しなければならない。
- 本規則およびF110 CUPに関する他の規定、または競技会審査委員会によって出された指

示の解釈について疑義のある場合は、第 14 条に基づく抗議および控訴の権利を行使するか、または JAF が特別の決定をしない限り競技会審査委員会の決定を最終的なものとみなす。

4. オーガナイザーおよび F110 事務局が、ドライバー、競技参加者、または車両について、後日、競技結果成績に影響を与えるような検査を実施する場合は次の各項に従って行われる。
 - 1) 事前に競技会審査委員会の承認を得ること。
 - 2) 検査結果発表時期をオーガナイザーが明示すること。
 - 3) 検査結果により、競技結果成績の訂正があり得ることをオーガナイザーが公式通知で発表すること。
5. 参加者、ドライバーおよびメカニックならびにチームクルーは、秩序ある行動をとること。そして、相互に、または、競技役員に対して、攻撃的、または、侮辱的な言動を行うことは厳に慎まなければならない。

第3条 競技参加者の遵守事項

1. 競技参加者は、自己の参加に係わるすべての者に、すべての法規および規則を遵守させる責任を有する。
2. 競技参加者は、競技会期間中、代理人を指名することができる。指名された代理人は、当該競技に有効な競技参加許可証を所持していなければならない。且つ、当該競技会において複数の競技参加者の代理人となることは許されない。その場合、事前に文書にて競技会事務局に提出しなければならない。
3. 競技参加者およびドライバー、ならびにその車両に係わる者は、競技会期間中、自己の車両が車両規定および安全規定に適合していることを保証しなければならない。
4. 車両検査に車両を提示することは、当該車両がすべての規則に適合していることを申告したものとみなされる。
5. 競技参加者、ドライバー、メカニック、チームクルーおよびゲストは、発行されたクレデンシャル等を常に正しく身につけていなければならない。車両通行証を含む F110 事務局発行物の不正使用（複製や使い回しなど）を行った場合、F110 事務局はレース参加拒否を含むペナルティを科す場合がある。
6. F110 事務局によって指名された競技参加者は、救出訓練に参加協力しなければならない。

第4条 競技許可証（ライセンス）

1. すべての競技参加者、およびドライバーは、JAF によって発給されたライセンス、または海外 ASN が本選手権への参加を認めたことを条件とする海外 ASN ライセンスを所持していなければならない。
2. 国内競技運転者許可証 A もしくはそれと同等以上、国際競技運転者許可証 B 以下の所持者、または、限定国内競技運転者許可証 A 所持者が参加できる。また、海外 ASN 発行の有効なライセンス保持したドライバーの参加が可能だが、海外 ASN が発行した承認書をもって申請が可能となり、事前に F110 事務局への問合せが必要となる。
3. ライセンスは参加申込時点で当該年度有効なものでなければならない。競技参加者、およびドライバーはライセンスの資格停止期間中であってはならない。
4. 2 項に定めるライセンスを保持していても、過去の出場経験によって F110 事務局は参加を認めない場合がある。

第5条 参加車両・競技会

1. 本競技会に参加できる車両は「DOME F110 CUP/TOM'S」に限定し、FIA 国際モータースポーツ競技規則付則 J 項第 274 条、および付則 4「2023 年国際モータースポーツ競技規則付則 J 項第 274 条フォーミュラ 4 第 1 世代技術規定」に適合した車両とする。
2. 本レース競技は、準国内格式競技として開催される。
3. 本レース競技のレース距離は、1 レースあたり最長 60km（60km を超える最少周回数）または最大 30 分間で行われる 2 レース、または 3 レースとする。但し、レースがスタートするまでに短縮された場合に限り、その短縮された距離をレース距離とする。
4. 競技会終了後、その競技会が要件を満たさなかったと判断された場合には、当該競技会のレースタイトルが取り消される場合がある。
5. 各レースは 5 台以上の車両がスタートしなければならない。5 台に満たない場合、そのレースは成立せず得点は与えられない。

第6条 得点

1. 本レースの得点は、所定の手続きにより予めF110事務局に登録された、本競技規則第4条を満たすドライバーおよびチームに対して与えられる。
2. 認定された各レースにおけるドライバーおよびチームに対し、下記の得点を与える。
 - 1) ドライバーおよびチームに対する得点：
 - (1) 次の得点基準に基づき、各レースの上位10位までのドライバーに得点を与える。
チームに対する得点は、エントラントに対して与えられ、各レースにおいて同一エントラントに所属する車両に対し、当該車両が得た順位のうち、最上位のみが得点対象となる。
 - (2) ドライバーは年間の各レースを通じて付則-4に合致する車両であれば、異なる車両で参加しても得点が加算される。
 - (3) ドライバーおよびチームは、レースとして成立した当該部門のすべてのレース得点を合計して得点とする。
 - (4) 得点基準：

1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
25点	18点	15点	12点	10点	8点	6点	4点	2点	1点
 - 2) 不可抗力によるレース中止の場合の取り扱い：
 - (1) 先頭車両が2周回を完了する前にレースが中止された場合、レースは成立せず、得点は与えられない。
 - (2) 先頭車両が2周回を完了し、かつ走行距離がレース距離の75%未満でレースが中止された場合、レースは成立しシリーズ得点の半分が与えられる。
 - (3) 先頭車両がレース距離の75%以上を完了した後にレースが中止された場合、レースは成立し得点はすべて与えられる。
3. F110事務局は、最高得点者を2025年F110 CUPそれぞれのラウンドのタイトル保持者として認定する。
4. タイトル保持者および上位入賞者、チーム代表者はシリーズ表彰式に出席しなければならない。

第7条 デッドヒート（同着）

1. 同着の場合には、同順位の競技者に対し、その順位と次位に与えられる賞とポイントを等分して与える。

2. 複数のドライバーが同一の得点を得た場合は、下記の基準を用いて上位を決定する。
 - 1) 得点（第6条2.1）の範囲で高得点を得た回数が多い順に順位を決定する。
 - 2) 上記1)の回数も同一の場合、当該ドライバーが獲得したすべての得点の内、高得点を得た回数が多い順に順位を決定する。
 - 3) 上記1)および2)の方法によっても順位が決定できない場合は、最終戦における得点をもって決定する。
最終戦の得点によっても順位が決定できない場合は、最終戦の前の競技会における得点というように遡って順位が決まるまで続ける。

第8条 競技会の組織

オーガナイザーは、JAFが認めたクラブまたは団体でなければならず、当該競技会の開催申請に際しては、定められた手続きを行わなければならない。

第9条 保険

オーガナイザーは、保険（共済制度を含む）に関し、事前に下記の措置をとるとともに、その加入について最初に行われるプラクティスセッション開始前までに競技会審査委員会に報告しなければならない。

1. 観客に対する保険
オーガナイザー（または施設所有者）は、競技会期間中、観客に対し、競技の事故による観客の死亡あるいは傷害について、最低1人当たり500万円以上の傷害保険を付保しなければならない。
2. 競技参加者に対する保険
 - 1) オーガナイザーは、競技会に出場するドライバーおよびチームクルーに対し、1人当たり100万円以上のレース傷害保険を付保しなければならない。
 - 2) 競技参加者は、ドライバーおよびチームクルーが、上記の規定によりオーガナイザーが付保するレース傷害保険を含み、ドライバーに対しては総額1,000万円以上、チームクルーに対しては総額500万円以上の有効な保険に加入していることを参加申込時に競技会事務局に申告しなければならない。
3. 競技役員に対する保険
 - 1) オーガナイザーは、競技役員のうち、コース上またはこれと類似の場所で役務につく役員に対し、1人当たり100万円以上のレース傷害保険を付保しなければならない。

- 2) 競技役員は、上記のオーガナイザーが付保するレース傷害保険を含め総額 500 万円以上の有効な保険に加入していることを事前に競技会事務局に申告しなければならない。

第10条 競技会主要役員

当該競技会の開催に際し、オーガナイザーは以下の主要役員を特別規則に規定しなければならない。(付則-1「大会告知」参照)

1. 競技会審査委員会：委員長を含み 2 名、または 3 名で構成する。
2. 競技長：
副競技長：
3. 事務局長：
4. コース委員長：
5. 技術委員長：
6. 計時委員長：
7. 医師団長：
8. 救急委員長：
9. 広報委員長：
10. F110 事務局派遣役員：
11. その他主要役員：

第11条 公式登録および参加申込

1. 本レースに参加するすべての競技参加者は、指定された様式と方法に従い F110 事務局に登録申請を行わなければならない。また、申込み内容に変更があった場合は、大会 7 日前までに届け出ること。
2. 当該登録申請に基づき、各参加車両の競技番号（ゼッケン）が決定される。
3. 参加申込締切日は、付則-2「2025 年 F110 CUP 参加登録規定」にて定められる。
4. 競技会組織委員会は、国内競技規則 4-19 により競技参加者またはドライバーに対して理由を示すことなく参加を拒否した場合は、速やかにその理由を付して JAF/F110 事務局に報告しなければならない。
5. 競技参加者、ドライバーおよびチームクルーは、参加申込に際し国内競技規則 4-15 で定

める誓約文に署名しなければならない。

6. 参加申込書発送の証明は、受理の証明としては認められない。

第12条 競技会参加者に対する指示および通知

1. 競技会審査委員会は JAF 国内競技規則 4-9 と 10-10 に従って、公式通知をもって競技参加者に指示を与えることができる。
これらの公式通知はすべての競技参加者に回覧され、場合により競技参加者は署名をもって受理の確認をする。
2. レースの順位および公式予選の結果、その他競技参加者に関する通知は、特別規則に示された場所に設けられている公式通知掲示板に公表する。
3. 競技会審査委員会、技術委員長または技術委員、競技長、組織委員会、競技会事務局等の決定事項または通知、あるいは競技参加者に関する特別事項も書面をもって競技参加者に伝達される。

第13条 インシデント

1. 大会期間中いかなる場合においても、「危険なドライブ行為」を行ってはならない。
本条項の「危険なドライブ行為」とは、
 - 1) 衝突を起こしたもの
 - 2) 他のドライバーのコースアウトを強いるもの
 - 3) 他のドライバーによる正当な追い越し行為を妨害するもの
 - 4) 追い越しの最中に他のドライバーを不当に妨害するもの
 - 5) FIA 国際競技規則付則 L 項第 4 章第 2 条に違反したもの等を指し、その行為が危険と判定された場合は、厳しく罰せられる。
2. 大会中に本条項に違反したドライバーは、厳しく罰せられる。
この検証のため、競技役員より集計データ（データロガーの記録等）の提示を求められた場合、競技参加者はこれを提出しなければならない。
3. 本規則の違反、および競技役員の指示の不遵守に対しては、JAF 国内競技規則 11 に定める手続きにより罰則が適用される。

4. 競技参加者またはドライバーは、罰金が課せられた場合には、その支払い義務を有する。
5. 本規則の解釈ならびに本規則に明記されていない罰則の選択は、競技会審査委員会によって決定される。
6. 罰則は競技会審査委員会によって決定され、書面をもって競技参加者に対し迅速に通知される。
7. 公式予選中の違反行為に対しては、「スターティンググリッドの降格」等の罰則が競技会審査委員会によって課されるものとする。
8. スタート進行中を含めた決勝レース中に執行される罰則は、以下の通りとする。
 - 1) タイムペナルティは、次の4つとする。
 - (1) 5秒間のタイムペナルティ：競技結果に対して5秒を加算する。
 - (2) 10秒間のタイムペナルティ：競技結果に対して10秒を加算する。
 - (3) ドライブスルーペナルティ：
ドライバーは下記2)のボード提示後、ピットレーンに進入し、ピットに停止せずにピットレーン出口からレースに復帰しなければならない。
 - (4) ペナルティストップ：
ドライバーは下記2)のボード提示後、ピットレーンに進入し、ペナルティストップエリアに少なくともタイムペナルティとして課せられた時間の間、停止した後、ピットレーン出口からレースに復帰しなければならない。また、自チームのピットに停止することは許されない。ペナルティストップエリアでは、車両はエンジンを停止する必要はない。エンジンが停止した場合は、ペナルティの時間が経過した後に再始動することができる。
 - 2) 下記の反則行為について、罰則が決定したならば、直ちに罰則の種類を示す表示板、当該車両の競技番号を記入した黒の表示板がコントロールラインで表示され、合わせてピット放送が行われる。
 - (1) 反則スタート：ドライブスルーペナルティまたは、それ以上。
 - (2) 黄旗無視等のH項違反：ペナルティストップ10秒または、それ以上。
 - (3) ピット作業違反：ドライブスルーペナルティまたは、それ以上。
 - (4) ピットレーンの速度制限違反：ドライブスルーペナルティまたは、それ以上。
 - (5) 危険なドライブ行為違反：5秒タイムペナルティ、10秒タイムペナルティ、ドライブスルーペナルティ、ペナルティストップ10秒以上、または他の罰則。
 - (6) スタート進行中の違反：ドライブスルーペナルティまたは、それ以上。
9. コントロールラインで本条8.1) (3)、(4)のタイムペナルティが表示されてから3周以内に規定通りこれを実行できなかった車両については失格とする。
10. 失格の場合には、当該ドライバーに対しても信号で伝達される。この目的のため、当該車両の競技番号を記入した黒の表示板と黒旗をコントロールラインで表示する。当該競技参加者またはその代理人も停止を指示する信号を当該ドライバーに表示すること。ドライバーが、なお停止しない場合には、追加の罰則が課せられる場合がある。
11. 決勝レース終了後に課せられる罰則は、以下の通りとする。
 - 1) 罰則の表示後3周以内にレースが終了しタイムペナルティを規定通り実行できなかった場合、競技結果に対して、ドライブスルーペナルティまたはペナルティストップに相当するタイムを加算する。なお、加算されるタイムは40秒とする。
 - 2) 上記1)に該当しない場合、競技会審査委員会は、本条項8.2)に明記された(1)～(6)以外の罰金を含む罰則を課す場合がある。
 - 3) 決勝レース中に違反行為を行ったドライバーに対し上記1)および2)による罰則の適用が履行できない場合、競技会審査委員会は、次大会の「スターティンググリッド降格」等の罰則を課することができる。
12. 本条項に従い、「レース中に執行されたタイムペナルティ」および「黒旗の表示」に対する抗議・控訴は認められない。
13. 競技参加者およびドライバー等のチーム関係者は、競技長によって待機の指示があった場合、もしくは事情聴取等を受けた場合は、正式結果発表まではサーキットを離れてはならない。やむを得ない事由により代理人を残す場合は、競技会審査委員会の承認を得なければならない。

第14条 抗議および控訴

1. 抗議は、規定の抗議料を添えて文書で競技長に提出するものとする。
競技参加者、または当該競技参加者が文章で正式に指名した代理人のみが抗議権を有する。
2. 抗議手続きは、JAF国内競技規則に定められる。
3. 控訴手続きは、JAF国内競技規則に定められる。
控訴にともないJAFの定める控訴料を提出しなければならない。

4. JAF 国内競技規則 10 - 20 に従ってなされた審判員の判定に対する抗議はできない。(JAF 国内競技規則 10 - 20 および 12 - 6 参照)
5. 審判員の氏名は、公式通知にて発表しなければならない。

第15条 罰則

本規則に罰則に関する条項が明確に規定されていても、必要な場合には罰則の追加を妨げない。

第16条 ドライバーの変更

1. 参加申込が正式に受理された後のドライバーの変更は、ドライバーに疾病、けが等やむを得ない事情がある場合のみとし、競技会審査委員会の承認を得なければならない。
2. ドライバーの変更申請の期限は、書類検査時までとする。
3. ドライバー変更の申請は、オーガナイザーが定める手数料および必要書類を添えて競技会事務局長に提出すること。また、同時に F110 事務局に対して登録の変更を申告しなければならない。

第17条 ドライバーの遵守事項

1. 公式予選および決勝レース中において、ドライバーは定められたトラックのみを使用するものとする。
また、常にサーキットにおけるドライビングマナーに関する国際競技規則の規定を遵守しなければならない。
2. ドライバーは常に走路を使用しなければならない。疑義を避けるため、走路端部を画定している白線は走路の一部として見なされるが、縁石は走路と見なされない。車両のいかなる部分も走路と接していない状態である場合、ドライバーは走路を外れたと判断される。
走路を外れた車両のドライバーは再度復帰することができるが、それが安全であることが確認され、それにより持続的なアドバンテージを得ることが一切ない場合にのみ行うことができる。
ドライバーは正当な理由なしに故意に走路を外れることはできない。
3. 順位を守るために2回以上進行方向を変更することは認められない。順位を守るためにライン

を外れたドライバーがレーシングラインに戻った場合には、コーナーに接近する際に走路の端部と自身の車両の間に少なくとも1台の車幅をあけること。

4. 直線走路で、あるいはブレーキングエリアの手前で、自らの順位を守ろうとするドライバーは、その最初の動きで走路の全幅を使用することができるが、追い越しを試みようとする車両の大部分が、順位を守る側の車両に横付けになった状態でないことを条件とする。このような方法で順位を守る間、当該ドライバーは正当な理由なく走路をはみ出すことはできない。疑義を生じることのないよう、追い越しを試みる車両のフロントウイング部分が先行車両のリアホイールにかかっている状態である場合、それは「車両の大部分」であると見なされる。
5. 走路の端部を超えて車両を故意に押し出す、あるいはその他通常でない方向転換など、他のドライバーの妨害となる運転は禁止される。
6. 決勝レース中、車両がその他の車両に追いつかれて、その車両が周回遅れにされようとしている時、追いつかれた車両のドライバーは、最初に利用できる機会に速い方のドライバーに追い越しをさせなければならない。追いつかれたドライバーがより速いドライバーの追い越しをさせない場合、追いつかれたドライバーへ、後続のドライバーに追い越しをさせなくてはならないことを示すために青旗が振動表示される。
7. ドライバーが自己の意志に反して、またその他の理由により、やむを得ず車両を停止する場合には、当該車両をできるだけ速やかにトラックから移動して、他の車両の支障とならないように配慮しなければならない。ドライバー自身がその車両を危険となるような場所から移動できない場合、当該車両のエンジンが稼動中であっても、コース委員がこれを援助するものとする。この場合、ドライバー自身で違反なくレースに復帰したときには失格とはならない。
8. ドライバーは、コースに沿って車両を押ししたり、または車両を押し進めてフィニッシュライン（決勝線）を横切ることとはできない。
9. ドライバーに対しては、FIA 国際競技規則付則 H 項に定める信号によって指示が与えられる。

第18条 競技車両番号

競技車両番号（ゼッケン）は、付則-3 に従い、レースウィークに付帯するトレーニング走行から、所定の位置およびリアウイングの翼端板の見やすい位置に貼付しなければならない。なお、競技委員が視認性の観点から当該番号の表示等の修正を命じた場合、その指示に従わなければならない。その指示に従わない場合、その車両の出走は認められない。

第19条 ピットエリア

1. 公式予選および決勝レース中、車両がピットレーンの指定作業エリア（以下、ピット作業エリア）に停止した際、登録された最大3名の作業要員は当該ピット作業エリアに出ることが許される。当該作業要員は、識別用の腕章を装着すること。車両に対する作業は、当該ドライバーおよび登録された最大3名の作業要員のみで行わなければならない。
2. シグナリングプラットフォームへ出られる人数は参加車両1台につき2名までとし、ピットレーンを横断する場合は、走行する車両を妨げてはならない。また、シグナリングプラットフォームにおけるグリッドマーシャルの役務範囲に固定的設備を設置してはならない。
3. ピット作業エリアでの後退ギアの使用は厳重に禁止される。競技車両がピットレーン上で自己のピット以外の場所で停止してしまった場合、当該競技車両は、競技役員の許可を得て、自チームのチームクルー（最大3名）によってのみ自己のピットまで押し戻すことができる。また、自チームのピット作業エリアに他の競技車両が停止し、それが自チームのピット作業を阻害する恐れがある場合、競技役員の見視下で自チームのチームクルーによって当該車両を安全な場所へ移動することが認められる。
4. 自己のピット作業エリアにおいて作業を行う場合は、車両のエンジンを停止しなければならない。
5. タイヤ交換はピット作業エリアを含む指定整備エリアにおいてのみ許される。ただし、第31条に基づく赤旗中断中は第31条1.4項に準ずる。
6. ピット作業エリアにおいて発火を伴う装置あるいは高温を生じる装置の使用は禁止される。電動インパクトツールはこの限りではない。
7. 競技参加者は、ピットレーンのいかなる部分にも線を塗装して引いてはならない。
8. ピットを離れる際に、安全が確認できた時にのみ車両をピットアウトさせることは、競技参加者の責任で行うこと。
9. ピットレーンにおける優先権はファストレーンを走行している車両が有する。したがって、ピットアウトする車両はファストレーンから作業エリアへ進入する車両を妨げないこと。また、ピットアウトする車両がファストレーンを走行中の車両に減速を強いたり並走することは禁止される。

10. ピット出口には、グリーン/ブルー（またはイエロー）/レッドのライトが設けられる。公式予選は、グリーンライトが点灯しているときのみコースインすることができる。

第20条 書類検査および車両検査

1. 書類検査
 - 1) すべての競技参加者あるいは競技参加者が正式に指名した代理人およびドライバーは、参加受付のために、指定された場所に赴かなければならない。
 - 2) すべての競技参加者およびドライバーは、ドライバーおよび競技参加者ライセンス、メディカルシート、JAF以外のASNに所属するドライバーは当該ASN発行の出場証明書等の書類を書類検査時に提出しなければならない。
 - 3) すべての競技参加者は、公式車検に際してテクニカルパスポートとドライバー装備品申告書を車検委員に提出しなければならない。
 - 4) 競技会審査委員会により特別に許可が与えられた者を除き、参加受付に赴かない競技参加者やドライバーは公式予選および決勝レースに出場することは認められない。
 - 5) すべての競技参加者は、オーガナイザーが指定する場所にて、自身の装備品の検査を受けなければならない。
 - (1) クラッシュヘルメット
(FIA国際競技規則付則L項第3章に定められたものに限られる。)
 - (2) 頭部および頸部の保護装置 (FHRシステム)
(FIA国際競技規則付則L項第3章に定められたものに限られる。)
 - (3) 氏名および血液型のついた耐火炎レーシングスーツ (FIA公認のものに限られる)
 - (4) レース用耐火炎グローブ (FIA認定のものに限られる)
 - (5) レース用耐火炎ソックス (//)
 - (6) レース用耐火炎バラクラバ (//)
 - (7) レース用耐火炎シューズ (//)
 - (8) レース用耐火炎アンダーウェア (//)
2. 車両検査
 - 1) 競技参加者やドライバーの参加受付とは別に、公式予選に先立ち公式車両検査を実施するものとする。その際、当該車両は出走可能な状態で公式車両検査を受けなければならない。
 - 2) 競技会審査委員会によって特別措置が認められない限り、所定の時刻までに検査の合格を得られない車両もしくはドライバーの出走は認められない。
 - 3) 最初の車両検査は競技参加者およびドライバーの検査とは別に行うことができ、各チームに割り当てられたガレージ、またはその他の場所で行うことができる。

- 4) 車両検査合格後に分解または改変された結果、当該車両の安全性が低下するか、またはその適格性に疑問が生じた場合、あるいは事故に遭遇し同様の結果となった場合には、当該車両は再車両検査により承認を得なければならない。
- 5) いかなる車両も、安全上の理由により出走を禁止される場合がある。
- 6) レースディレクターおよび競技長は、事故に遭遇した車両を停止し、車両の再検査ならびにそのドライバーの身体検査を求めることができる。
- 7) 公式予選にて、競技会審査委員会が選定した1台以上の車両は、公式予選の最終セッションが終了した後、車両検査を受けなければならない。
車両検査が実施される場合、公式予選終了時点から当該再車両検査の対象となる車両が指定されるまでの間、公式予選に参加したすべての車両に対する作業は、一切禁止される。
ただし、技術委員長が認めた者が行う作業等は除かれる。
- 8) 各決勝レース終了後、少なくとも上位3台の車両が検査を受けるものとし、競技会審査委員会はさらにレースに参加した他の車両を検査させることができる。
- 9) オーガナイザーは競技会審査委員会に報告し、車両検査の結果を公表するものとする。
- 10) 競技会技術委員長およびF110事務局は：
 - (1) 公式予選の前後およびその途中ならびに決勝レースの前後に、車両またはドライバーの参加資格について検査することができる。
 - (2) 車両検査中、車両の参加資格または適格性について確認するため、競技参加者に当該車両の分解を命じることができる。
 - (3) 検査中の車両に自己が必要と認める部品、見本およびエンジン ECU ならびに車体を含むすべてのデータの提出を求めることができる。
 - (4) 本条の権利行使に必要な一切の費用の支払いを、当該競技参加者に求めることができる。
 - (5) 疑義が生じた場合、競技参加者に対し規則に適合している旨を証明させることができる。
 - (6) 公式予選の途中および終了後ならびに決勝レース終了後、いつでも車両およびドライバーの検査を行うことができる。
- 11) 競技参加者はF110事務局の指示に従って部品を提出しなければならず、これに従わない場合は罰せられることがある。提出された部品は基本的に返却されるが、一部の部品についてはF110事務局より代替品を提供する場合がある。
- 12) 競技会期間中、車両のいかなる部分であっても隠すようなスクリーン、カバーあるいはその他のいかなる方法の遮蔽物も、ピット作業エリアあるいはグリッドにおいて、いかなる時も許されない。ただし、火災より防護する目的などを含め、機械的な理由でそういったカバー類が明らかに必要とされる場合、または以下のような理由においては許される。
 - (1) 破損した車両あるいは部品を覆うためのカバー

(2) 雨天の際にピットレーンあるいはグリッド上の車両に使用するカバー。

(3) 雨天の際の車両保管中の車両に使用するカバー。

- 13) 本規定に違反した場合には、ドライバー、競技参加者および当該車両は失格までの罰則が課せられる場合がある。

なお、規定された重量を下回った場合、その計量結果における重量不足が、車両部分の偶発的損失によるものである場合を除く。

- 14) 競技参加者は、オーガナイザーが用意する自動計測用発信装置(トランスポンダー等)を装着しなければならない。

第21条 タイヤ

1. 本シリーズに使用するタイヤは、「住友ゴム工業株式会社(ダンロップ)」製のF110 CUP用ワンメイクタイヤでなければならない。
競技会期間中、公式予選から各決勝レーススタート時に使用可能なドライタイヤは、参加する大会の公式車検においてマーキングを実施した最大2セット(前輪4本、後輪4本)に定める。ただし、「住友ゴム工業株式会社(ダンロップ)」からの申請に基づき、競技会審査委員会が認めた場合、大会期間中を通じて1本のみであれば罰則を科せられることなく交換出来るが、2本以上を交換する場合は、各決勝レースとともに最後尾スタートとされる。タイヤ交換を行う場合には、交換されるタイヤのマーキングが大会技術委員により除去され、新たに使用されるタイヤにマーキングが実施される。交換の場合に使用するタイヤは、当該競技会開催週にF110事務局のマーキングを受けたタイヤに制限される。交換されたタイヤは競技役員もしくはF110事務局が預かる場合がある。
各決勝レース中におけるタイヤ損傷をした場合、その決勝レース中のみ変更を認められる。なお、公式予選中においてはいかなる場合でもマーキングを実施したタイヤ以外を使用しているコースインは許されない。
2. ドライタイヤのグルーピング、ウェットタイヤのリググループ、薬品の塗布または充填等、タイヤに対する一切の加工は認められない。
3. ウェットタイヤは、公式予選、決勝レースにおいて競技長がウェット宣言した時のみ使用可能とし、使用するタイヤへのマーキングは行わない。
4. タイヤに対する走行前の意図的な加熱は一切禁止とする。

第22条 車両とエンジン

1. 車両
 - 1) 予備車両またはスペアカー等の使用は認められない。
 - 2) 車体（シャシー）とは、サバイバルセル（モノコック）と定義し、シャシー製造者により貼付された「車体番号プレート」により特定、識別されるものとする。
 - 3) 第5条に規定する車両の車体製造者、エンジン供給者から供給される車体、エンジンには一切の改造を加えてはならない。なお、修理を要する場合は車体製造者、エンジン供給者が指定する方法で行わなければならない。車両とエンジンに施される封印を保持することは競技参加者の責務であり、それが欠如している場合には、違反と見なされる場合がある。
 - 4) F110事務局が認めた車両への通信機器および記録装置以外の設置、装着および使用は禁止される。ここでの通信機器とは、携帯電話を含む一切の無線通信機器を指す。
 - 5) チームによる車載カメラの搭載は、公式車検以降禁止される。
2. 排気音量
 - 1) すべての車両は JAF 国内競技車両規則の「レース車両の排気音量規制」に従いその規制値を満足しなければならない。
 - 2) 消音器は競技会期間中（車両保管終了まで）に正規の機能を保持していなければならない。
3. 車両の変更
 - 1) 参加申込が正式に受理された後の車両の変更は、参加車両に故障、破損等やむを得ない事情がある場合のみとし、競技会審査委員会の承認を得なければならない。
 - 2) 車両変更の申請は、オーガナイザーが定める手数料および必要書類を添えて競技参加者から競技会事務局長に提出すること。

第23条 燃料

1. 燃料補給は指定整備エリアでのみ許される。予選中および決勝レース中における燃料補給は認められない。なお、燃料補給の際には必ず有効なアースを接続してから行わなければならない。
2. 燃料を指定整備エリアに保管する場合には、競技参加者は最少容量 4.5kgの消火器を2個以上準備し、正常に作動することを確認するとともに、燃料補給中は直ちに消火できるようチームクルーは消火器を構えて待機していること。
3. 指定整備エリアに保管されるすべての予備燃料は、3気圧の圧力に耐える防漏容器に保管し

なければならない。

4. 決勝レース中にすべての液体の補給は認められない。従って、それらの液体の補給は、決勝レーススタート前までに自己の指定作業エリア等において行うこと。
5. 本競技に使用される燃料は一般市販の無鉛ガソリンでオクタン価は最高 102RON までとする。
6. オーガナイザーは、燃料を指定しなければならない。その燃料の性状表は、競技会特別規則に明記すること。競技参加者は、競技会期間中に販売された指定燃料から1銘柄のみを購入し使用すること。複数の燃料を混ぜて使用することを含み、指定された燃料に対し空気を除き、その他の気体・液体・固体を混入し使用することは一切禁止される。
7. 燃料検査が行われる場合、競技参加者は、必ずその指示に従わなければならない。

第24条 一般安全規定

1. 競技参加者は、そのドライバーに指示するために FIA 国際競技規則付則 H 項に規定された信号旗に類似した旗等を使用してはならない。
2. コース上におけるすべての修理は、車両に搭載されている工具や部品を使ってドライバーのみが行わなければならない。
3. ドライバーおよび特別の権限を持つ競技役員以外の者は、ピットおよびスターティンググリッド内を除き停止車両に触れてはならない。
4. 公式予選および決勝レース中にやむを得ずまたはその他の理由により車両が停止した場合は、車載のスターターで当該ドライバーによってエンジンが再始動されなければならない。決勝レース中に競技役員の援助によりエンジンが再始動した場合は、レースから失格となる。ピットエリアでの押しがけは厳重に禁止される。また、後退ギアの使用も厳重に禁止される。
5. 競技長からリアライト点灯指示が出された場合、すべての車両はそれに従わなければならない。また、ウェットタイヤで走行する場合は、常にリアライトを点灯していなければならない。なお、当該ライトはいかなる場合においても常に機能しなければならない。
6. 車両トラブルなど何かの理由でコースから離れる場合、あるいはピットに戻ろうとする場合、ドライバーは安全を確認する義務がある。また車両を離れる場合、ステアリングホイールを

取り付けなければならない。

7. レース終了の合図を受けたすべての車両は、定められたコースを通して直接パークフェルメに進まなければならない。途中、停車したり、物を受け取ったり、リタイアしたドライバーその他を同乗させたり、あるいは援助（競技役員の援助が必要な場合を除く）を受けたりしてはならない。
8. すべてのドライバーは、走行する際に常に耐火炎レーシングスーツ、グローブ、ソックス、バラクラバ、シューズ、アンダーウェア、ヘルメット、頭部および頸部の保護装置（FHR システム）およびシートベルト等を正しく着用しなければならない。（FIA 国際競技規則付則 L 項第 3 章参照）。
9. すべてのドライバーは、F110 事務局が定めた 60Km/h のピットレーン通過速度を遵守しなければならない。この条項に違反した場合は、原則として競技結果に影響する罰則が課せられる。
10. すべてのドライバーは、FIA 国際競技規則付則 H 項に基づいた信号指示内容に精通し、それに従わなければならない。
11. ペット類のパドックおよびピットエリアへの入場は禁止される。また、16 才未満の者は競技中のピットレーンへの出入りは禁止される。また、競技車両およびオーガナイザーが特に認めた車両を除き、レース場のいかなる場所においても自動車登録番号標（ナンバー）を有さない車両等の使用は禁止される。
12. 指定された場所以外での喫煙は禁止される。

第25条 公式予選

1. 15 分～30 分間による公式予選が行われる。そのスケジュールは公式通知にて発表される。組分けを行う場合においては、この限りではない。
2. 公式予選を 2 組以上にて行う場合、前大会の競技結果に基づいて交互に振り分けをおこなう。競技結果のない選手においては、ゼッケン番号を基に、交互に組分けを行う。なお、第 1 大会における公式予選を 2 組以上にて行う場合は、全参加選手ともゼッケン番号を基に、交互の組分けを行う。そのスケジュール、予選時間および組分けは公式通知にて発表される。組分けに対する抗議は認められない。

3. 組分けされた場合の公式予選結果は、各組の予選 1 位のタイムを比較し、より早い組をポールポジションとし、交互に振分けを行う。決勝グリッドが各組で均一に割り当てられない場合、最終グリッドは各組の予選タイムで 1 位と当該順位の予選タイムを比較しタイム差が少ないドライバーに与えられる。
なお、天候等の不可抗力の場合は、競技会審査委員会の決定によるものとする。
4. すべてのドライバーは、公式予選に参加・出走しなければならない（出走とは、コースインを行なうことをさす）。
5. 公式予選通過基準タイムは、公式予選で達成されたタイムの総合上位 3 位までのタイムを平均し、その 110%以内とする。
6. 競技長はコースの安全性の確保または、清掃、車両の回収のために必要な場合には、赤旗を表示することにより公式予選を中断することができる。公式予選中断の場合、予選時間の延長または短縮は競技会審査委員会が決定する。このようにいずれかの公式予選が中断された場合でもドライバーおよび車両の予選通過に対する影響についての抗議は受け付けられない。公式予選中にコースアウトした車両は、当該予選中に自力で走行して戻った場合のみ、以降の公式予選に出走することが許される。ただし、赤旗原因と特定された車両は、自力で走行して戻った場合でも再びコースインすることは許されない。
赤旗提示の原因と特定されたドライバーは、罰則の対象となる場合がある。
7. 各ドライバーのスターティンググリッドにおける位置を決定するため、公式予選中すべての周回を計時する。チェッカーフラッグが表示された後に計測された最終周回タイムは有効とする。2 台以上の車両が同タイムの場合には、最初に記録した車両が優先される。
8. 公式予選中、黄旗提示区間を走行した車両の当該周回タイムは、公式予選結果として採用しない場合がある。
9. 公式予選通過基準タイム達成車両が、特別規則に定められている決勝出走台数に満たなかった場合、上記の予選通過基準タイムを達成しなかったドライバーおよび公式予選に出走できなかったドライバーは、決勝レース出走嘆願書を競技会審査委員会に提出することができる。競技会審査委員会は、ドライバーからの嘆願に基づき、当該ドライバーの決勝レースへの出場を認めることができる。
ただし、次の条件を満たしていること：
 - 1) すでに公式予選を通過した車両が除外されないこと。
 - 2) それらの車両が公式予選通過基準タイムを達成する能力があると判断されること。

3) それらのドライバーがすべての安全事項（サーキットの知識等）について保証されていること（当該嘆願書は、暫定結果発表後 30 分以内に大会事務局に対し提出すること）。

10. 決勝レース日のフリー走行は行われぬ。

11. 赤旗中断時における作業は行うことができる。

第26条 スタートグリッド

1. スタートグリッドにつくことを許される車両台数は、当該サーキットの認可条件で特別規則に記載される。
2. 公式予選終了後に、決勝レースのスタートが許されるドライバーの一覧表（第 25 条 9. により救済されたドライバーがいる場合は、それを含む）が公表される。
3. スタートグリッドは、遅くとも決勝レーススタート 1 時間前までに発表される。
4. 車両が決勝レースに出走できない場合、ドライバーは、決勝レーススタート 2 時間前までに競技長にその旨通知しなければならない。
リタイヤ届の提出による撤退、タイヤ交換による最後尾スタート、グリッド降格等の理由で公式予選結果に基づき決定されるグリッド位置に変更がある場合、撤退した車両もしくは後方のグリッドへ移動する車両以降のグリッドはそれに応じて前方に詰められる。
なお、何らかの理由によりポールポジションの車両が決勝レースに出走できない場合、ポールポジションのグリッドは空席のまま残しておくものとする。
5. 最終のスタートグリッド発表後、グリッドに着くことのできなかった車両の位置は空席のまま残すものとし、他の車両は各々のグリッドの位置に留まるものとする。
6. 公式予選が 1 回で行われる場合は、ベストラップを第 1 レースのグリッドとし、公式予選結果におけるセカンドベストラップを第 2 レースのグリッドとする。また 3 レース大会の場合は、第 1 レースにおけるベストラップを第 3 レースのグリッドとして決定する。レースに出走しベストラップが記録されていないドライバーのスタートグリッドは、競技会審査委員会の決定により配列される。
7. 何らかの理由により、公式予選が行われぬ場合、レースのスタートグリッドは、競技会審査委員会の決定により配列される。

8. グリッド上の列は、少なくとも 7 メートル離されること。

第27条 プリーフィング

1. 競技長は、決勝レーススタートの前までに、ドライバーを対象としたプリーフィングを開催する。
2. プリーフィングは、全員が着座でき、騒音から離れた指定された場所において、当初発表された時刻通りに行われなければならない。
3. すべてのドライバーは、対象となるプリーフィングに必ず出席し、かつ出席表に署名しなければならない。
4. 競技長が認めた者以外の出席は認められない。
5. 定刻にプリーフィングに出席しないドライバーは、オーガナイザーが定める再プリーフィング料を支払い、再プリーフィングを受けなければならない。
6. 競技長は必要に応じてプリーフィングを開催することができる。
この場合は適切な方法でドライバーまたは競技参加者に告知されるものとする。

第28条 スタート手順

1. スタートはスタンディングスタートとする。
グリッドは、1x1 のスタッガードフォーメーションで、スタート合図は灯火信号とする。
2. コースイン時に各車両は自走で、コースを 1 周してグリッドにつくものとする。各々のグリッドに到着したら、エンジンを切って停止する。
各自のスタートグリッドについての時点から下記 4. 2) に規定された時間までの間、燃料補給を除く作業が許される。この作業は、第 19 条 1 項にて規定された識別用の腕章を着用した最大 3 名の作業要員のみとする。
3. ピット出口はコースイン開始 5 分後に閉鎖され、その 2 分前に警告音によって合図される。この制限時間内にピットから離れることができなかった車両は、スタートがなされた後、スタートした競技車両の集団がピット出口付近を通過した後に、ピット出口の信号灯にグリーンライトが点灯することによりピットスタートが許される。

4. スタートの進行は、5 分前、3 分前、1 分前、および 15 秒前を表示したボード（またはシグナル）により表示される。これらのボードは警告音とともに表示される。

1) 5 分前ボード（またはシグナル）：

秒読み開始。グリッドへの進入は締め切られる。この時点までにグリッドに着けなかった車両は最後尾スタートとなる。ただし、競技役員の指示があった場合はピットに入ってピットスタートとなる。(3. および 6. 参照)。

2) 3 分前ボード（またはシグナル）：

コース上におけるすべての作業は禁止される。

ドライバー、競技役員およびチームクルー 2 名を除くすべての者はコース上から退去する。

3) 1 分前ボード（またはシグナル）：

ドライバーが車両内に着座したままエンジンを始動する。ついで、上記 2) で明記したチームクルー 2 名は、コース上から退去すること。

4) 15 秒前ボード（またはシグナル）：

このボード（またはシグナル）の 15 秒後、グリッド前方で緑旗が振られ（グリーンライト）、競技車両はグリッド上の隊列を保ちながらポールポジションの車両のペースによってフォーメーションラップを開始する。グリッドを離れる際、すべてのドライバーは、スタートラインを通過するまでは速度制限（最高 50km/h）を順守しなければならない。

このラップにおいて、スタート練習は禁止され、また隊列は可能な限り整然と保たなければならない。

5. スタートできないドライバーは、腕を挙げなければならない。他の全車両が当該車両を通過した後、競技役員の介入・指示にもとづいてエンジンの始動を試みることができる。

この車両はフォーメーションラップを行うものとするが、下記 6. を除き、他の走行中の競技車両を追い越してはならない。

上記方法によってもエンジンが始動しない場合は、競技役員が当該車両をそのピットまたは競技役員が指示する他の安全な場所まで押して移動する。距離が近ければピットレーン出口からピットまたは競技役員が指示する他の安全な場所に入れることもできる。

6. フォーメーションラップにおいて、グリッドを離れる際に出遅れてしまった車両は、最後尾の車両がスタートラインを横切る前までに動き出した場合に限り、フォーメーションラップ中に自己のポジションに戻るために他の車両を追い越すことが許される。なお、最後尾の車両がスタートラインを横切る前までに動き出せなかった車両に対しては、メインフラッグタワーにて黄旗が提示される。

上記に明記されたフォーメーションラップに出遅れた車両および理由の如何にかかわらずフォーメーションラップの途中でスタート順序の位置を保てなかった車両は、安全に配慮し、自己のポジションに戻るために他の車両を追い越すことが許される。

ただし、ピット進入ロードに到達するまでに自己のポジションに戻ることが出来なかった場合、グリッドの最後尾（ボードで示された地点）からスタートすることができるが、その車両は下記 7. によるレッドライトが点灯する前までに停車していなければならない。万一、その車両がレッドライト点灯までに停車できないと競技役員が判断した場合、その指示に従い、低スピード（徐行）でピットに戻り前記 3. で定められている要領で、ピットスタートを行うことができる。該当ドライバーが複数の場合、グリッド後方における新しいポジションは、当初のスターティングポジションに基づき位置決めされる。

7. 車両がスターティンググリッドに戻ったら、それぞれのグリッドにエンジンをかけたまま停車する。各車両の競技番号またはグリッド番号を記載したボードを持った競技役員がグリッドの各列に向かって立っており、その列の車両が停止したら直ちにボードを降ろす。すべてのボードが降ろされたら、スターターはレッドライト 5 秒前ボード（またはシグナル）を表示する。当該ボード（またはシグナル）表示 5 秒後にスターターはグリッドの静止状態を確かめてレッドライトを点灯する。

通常、レッドライト点灯後、2 秒以上 3 秒以内にレッドライトが消灯してレースがスタートする。（並列 5 灯式のスタート信号灯 [FIA Race weekend light procedure で使用される信号灯等] を使用する場合はスタート灯火信号オペレーションは、別途定める。）

8. スターティンググリッドに帰着後、スタートできなくなった場合、当該ドライバーは腕を挙げ、その列担当の競技役員は黄旗を振動表示し、当該車両はストール車扱いとなる。スタート不能のドライバーが原因となりスタートが遅延された場合、そのドライバーは最後尾もしくはピットからスタートすることができる。この場合、当該ドライバーの当初のグリッドは空けておくものとする。スタート不能のドライバーが複数の場合、グリッド後方における彼らの新しいポジションは、当初のスターティングポジションに基づき位置決めされる。

9. 上記 6. または、8. において最後尾グリッドに着いた車両は、再フォーメーションでストール車があった場合でも、当初のグリッドに戻ることはできない。

10. 車両がフォーメーションラップ終了後にスターティンググリッドに着いた時点で何らかの問題がある場合には下記の処置がとられる。

1) まだレッドライトが点灯していない場合は、赤旗が示され、“START DELAYED”（スタート遅延）ボードがスタートラインに掲げられる。

2) レッドライト点灯後の場合は、スターターはイエロー（またはオレンジ）ライトを点滅させ（レッドライトは点灯したまま）、“START DELAYED” ボードをスタートラインに掲げる。

3) 前記 1) および 2) いずれの場合においても全車両のエンジンは切られ、スタート手順は 1 分前の時点から再開され、レース距離は 1 ラップ減らされる。

11. 上記 10. 項を適用することが必要になり、スタート手順が何度繰り返されようと、その結果どれだけレースが短縮されようと、そのレースは大会数に数えられる。
12. 上記 10. 項の手順が 1 回以上必要となった場合でも、燃料補給は禁止される。
13. スタート後、スターティンググリッドにおいて発進不能となった車両がある場合、競技役員が当該車両に触れるまでの間、車載のスターターにより再スタートを試みることができる。上記方法によってもエンジンが始動しない場合、競技役員は、直ちにエンジンをスタートさせるべくコースに沿って車両を押しものとする。それでもエンジンが始動しない場合は、当該車両のピットまたは競技役員の指示による他の安全な場所まで押して移動する。距離が近ければピットレーン出口からピットまたは他の安全な場所に入れることもできる。
14. 反則スタートを判定するための審判員が任命される。反則スタートが確認された場合、競技会審査委員会は、当該車両に対して罰則を課す。
15. 決勝レーススタートの際、シグナリングプラットフォームには、許可された競技役員以外の立入りは禁止される。
16. サーキットが閉鎖されるか、あるいは競技を続行することが危険とならない限り、雨天におけるレースは中止されない。
17. このスタート手順に特例が認められるのは、下記の場合に限られる。
- 1) 5 分前のボード（またはシグナル）が表示されてからレッドライトが点灯するまでの間に雨が降りだした場合はスタートラインで“START DELAYED”ボードおよび“10 分”ボードが表示され、スタート手順は 10 分前の時点から再開される場合がある。もし必要であれば、上記 10. 項に定められた手順が認められる。
 - 2) 決勝レースが迫っていて、かつコース上の水量が多くウェットタイヤでも安全上問題があると競技長が判断した場合には、競技長は“START DELAYED（”スタート遅延）”ボードと同時に赤色地に“10”と記されたボードを表示することにより、決勝スタートを遅らせることができる。この赤色地に“10”と記されたボードの意味は、再スタート手順が 10 分遅れて開始されることを意味する。10 分以内に天候の状況が回復したら、緑色地に“10”と記されたボードが表示される。緑色地に“10”と記されたボードの意味は、10 分後に緑旗が表示されることを意味する。緑色地に“10”のボードが表示されてから、5 分後にスタート手順が再開され、通常のスタート手順のボード（またはシグナル、つまり、5 分前、3 分前、1 分前、および 15 秒前）が表示される。
- しかし、赤色地に“10”のボードが表示されてから 10 分以内に天候の状況が回復しない

場合には再度、赤色地に“10”のボードが表示される。これはスタート手順再開までさらに 10 分間延長されることを意味する。この手順は、数回繰り返される場合がある。赤色地にしても緑色地にしても“10”と記されたボードが表示される時は常に警告音が放送される。

18. スタート手順に関する違反に対しては、失格までの罰則が適用される場合がある。

第29条 決勝レース中のコースイン

決勝レースは、ドライバー本人の責任においてコースインするものとする。ブルーライトの点滅は車両が近づいている合図である。

第30条 セーフティカー

FIA 国際競技規則付則 H 項の規定に従い、必要に応じてセーフティカーが導入される。なお、以下の運用を認めることとする。

1. 決勝レース中のセーフティカー（SC）は、FIA 国際競技規則付則 H 項に定められている通り、「ピットレーンからトラックに合流する」ことを基本としているが、スタート時および直後に発生した事故に対応するため、1 周回に限り当該 SC の待機場所を変更することが認められる。ただし、待機場所を変更した場合、オーガナイザーは関係者に対し公式通知およびブリーフィングによる周知徹底をはからなければならない。
2. 決勝レース中にセーフティカー（SC）により非競技化された際には、FIA 国際競技規則に定められた「セーフティカーは、少なくとも先頭車両がその後方に就き、残りの全車両がさらにその後方に整列するまで活動を続ける（以下省略）」との手順を原則とするが、一度捉えた先頭車両がピットインした場合には、レースの状況を総合的に考慮し、競技長の裁量により SC の直後を走行している車両を先頭車両と見做しレースを再スタートすることが認められる。

第31条 レースの中断およびレースの再開

事故によってサーキットが閉鎖されたり、天候、またはその他の理由で競技長が安全と判断できない場合、レースは中断することができる。

決勝レースを中断する必要が生じた場合、競技長は赤旗をすべての監視ポストで、また赤ライト（中断ライト）をライン上において提示することを命ずる。

1. レースの中断

1) 中断の合図掲示後は、追い越しは禁止され、ピット出口は閉鎖される。その後、全車は赤旗ラインの後方にゆっくりと進み、ここで先頭車両の位置に関わらず一列で停止しなければならない。その後、レースが再開される際のすべての車両のグリッドは、赤旗ラインに停止した順にスタッガードフォーメーションに配列されるものとする。コースが閉鎖されたこと等によりグリッドに戻るができなくなった車両がある場合、当該車両はコースが使用可能な状態になり次第グリッドに戻される。この場合、レースが再開される際のすべての車両グリッドはレースが中断される前の順に配列されるものとし、各車両の位置が特定できる最終のコントロールライン通過順とする。上記のすべての車両は、レースを再開することを許可される。セーフティカーは、赤旗ラインの前方に進み出る。その後、オフィシャルカーがセーフティカーと赤旗ラインの間に縦列に停車する。

2) レース中断の間は、

- ① レースも計時システムも停止することはない。
- ② 車両が一旦赤旗ライン後方に停止した後、またはピットに入った後は作業を行うことができるが、この場合の作業がレースの再開の妨げとなってはならない。
- ③ グリッド上には、チーム員とオフィシャルのみが立ち入りを認められる。

3) 車両はレース中断後にピットレーンに進入することができるが、中断後にピットレーンに進入した車両、およびグリッドからピットレーンに移動した車両のドライバーに対し、レース再開後にドライビングスルーペナルティが科せられる。レース中断の合図が提示されたときに、すでにピット入口、あるいはピットレーンにいた車両のドライバーについてペナルティを科されることはない。

4) レース再開により、レースが中断されたときにピット入口、あるいはピットレーンにいた車両の内、レース中断後にピットレーンへ進入した車両を除きピットを出ることができる。この場合、レース再開の3分前ボード提示後にオフィシャルカーの先導により1周回を完了する車両列の後方へ合流することが許される。ただし、3分前ボードが提示された時点でピットレーン出口にいた車両に限られる。レース中断後にピットレーンへ進入した車両は、この場合のコースインは認められない。上述の事項を条件として、ピット出口よりレースを再開しようとする全ての車両は、他車を不当に遅らせることがない限り、自力で出口にたどり着いた順にレース再開をすることができる。

5) これらの状況下では、ファストレーンでの作業は以下に限られる。

- ① エンジンの始動、および当該行為に関連する準備。
- ② 天候の変化が確認された場合のタイヤ/ホイール交換。

③ 雨天の際に車両を覆うカバーの装着。

ドライバーは常に競技役員の指示に従わなければならない。

2. レースの再開

1) 遅延はできる限り短く保たれ、再開の時刻がわかると直ちに、チームはピット放送等を通じて知らされる。いかなる場合にも、少なくとも10分前の警告が知らされる。

2) スタート再開前に、10分前、5分前、3分前、1分前、および15秒前のボード(または、シグナル)が表示される。それらのいずれのボード(または、シグナル)も警告音を伴うものとする。

3) 3分前ボード(または、シグナル)が提示されるまでに、すべての車両はホイールを装着していなければならない。このボード(または、シグナル)以降のホイールの取り外しは作業エリアにおいてのみ許可される。3分前ボード(または、シグナル)提示時にすべてのホイール装着がされていない車両はすべて、全車コースイン後、最後尾からスタートしなければならない。3分前ボード(または、シグナル)提示後、コースの周回時間を考慮し、適切な時点で、先頭車両と赤旗ラインの間にいる車両は、オフィシャルカーの先導により追い越しをすることなく、もう1周回を完了するよう合図され、セーフティカー後方の車両列に合流しなければならない。

4) 1分前ボード(または、シグナル)が提示された後にエンジンは始動されなければならない。チームのスタッフはすべての機材を持ってグリッドから退去する。15秒ボード(または、シグナル)が提示された後で援助が必要となったドライバーは、腕を挙げなければならない。グリッドを離れることができる残りの車両が出発すると、競技役員が車両を作業エリアに押すよう指示される。この場合、黄旗を持った競技役員が当該車両の脇に立ち、後者のドライバーに警告を与える。

5) レースはグリーンライトが点灯すると、セーフティカーの後方より再開される。セーフティカーは、以下の場合を除き、1周回後にピットに入る。

- ① すべての車両がセーフティカー後方でまだ整列されていない。
- ② さらに介入が必要な状況が重ねて発生している。

6) グリーンライトが点灯すると、セーフティカーは後続のすべての車両と共にグリッドを離れる。その際、車両は赤旗ライン後方に整列した順序で、車両5台分の距離以下を保って続く。列最後尾の車両がピットレーン終了地点を通過するとすぐに、ピット出口のライトがグリーンに変わる。その時、ピットレーンにいた車両は、すべてコースに出て、セーフ

ディカー後方の車両隊列に合流することができる。

7) この周回の中の追い越しは、赤旗ラインを離れる際に遅れてしまい、その後の車両がその車両を追い越さないと隊列の残りを不当に遅らせることになってしまう場合にのみ許される。この場合、ドライバーはレース中断前の順序を取り戻す場合においてのみ追い越しが許される。

8) 赤旗ラインを離れる際に遅れてしまったドライバーは、残りの車両がラインを通過した後にも動かなかつた場合、他の走行している車両を追い越してはならない。当該車両はセーフティカー後方の車両列の最後尾につかなければならない。2名以上のドライバーが関与した場合には、グリッドを離れた順に、隊列の最後尾に整列するものとする。

9) 審査委員会により、この周回中に不必要に他の車両を追い越したと判断されたドライバーに対しては、第16条8.1)①～④のいずれかのペナルティが科せられる。

10) この周回の間は、FIA国際競技規則付則H項2.10.15～2.10.18が適用される。

11) レースが再開できなかった場合は、レースは中断の合図が出された時点で先頭車両が完了した周回の1周回前の結果がレース結果として採用される。

第32条 レース終了

1. レース終了は、フィニッシュライン（最終のコントロールライン）を基準として管理される。ここでいうコントロールラインとは、コースおよびピットレーンの双方を交差する単一の直線を指す。レース終了の合図（チェッカーフラッグ）は、先頭車両が全レース距離を走破した時点で、直ちに表示される。ただし、設定されたレース距離が走破される前にあらかじめ決められた時間を経過した場合、その時間を経過した後にレース先頭車両がラインを通過した時点で、レース終了の合図が提示される。
チェッカーフラッグの表示を受けた後の危険な追越しは禁止される。各々の最終周にピットインした場合でもピットレーン上のコントロールラインを通過すればチェッカーフラッグを受けたものとする。
2. 万一チェッカーフラッグが不注意、その他の理由により先頭車両が規定周回数を完了する前に表示された場合でも、レースはその時点で終了したものとみなされる。
3. また、チェッカーフラッグが不注意によって遅れて表示された場合には、最終順位はレース距

離が達成された時点における順位に従って決定される。

4. チェッカーフラッグの表示を受けたすべての車両は、原則としてコースを1周した後、直ちに直接パークフェルメに進むものとする。
5. チェッカーフラッグが表示された時点でピット出口は閉鎖される。

第33条 車両保管

1. 順位認定の対象となるすべての車両は競技会審査委員会の監督の下に特別規則に示されたパークフェルメに入り、それらの車両は競技会審査委員会の指示がない限り、正式結果発表までその場所に保管される。
2. パークフェルメへの出入りは担当の競技役員および、車両の公平性を保つ車両管理者（ロガー・データ取り、タイヤ・車両チェック等を行う者。この管理者はF110事務局指定の腕章を装着していなければならない、必要最小限の作業・時間のみパークフェルメに立ち入ることができる）及びF110事務局が認定した公式メディアのみ許され、競技会審査委員会の許可がない限り、いかなる者も保管中の車両に手を触れることは禁止される。

第34条 順位認定の必要条件

1. 第1位の車両は、規定距離を最短時間で走破した車両とし、すべての車両はそれぞれ達成した周回数が多い順に、また同一周回数を完了した車両についてはフィニッシュライン（各々の最終のコントロールライン）通過順に順位を決定する。ただし、最終周回タイムがポールポジションタイムの2倍を上回る車両については、これらのタイムは当該車両の走行距離算定にあたって考慮されない。
2. 走行周回数が、優勝車両の走行周回数の90%（小数点以下切捨）に達しない車両は順位認定を受けられない。
3. 万一、天候その他不可抗力の理由により、レースが通常の終了予定前に中止せざるを得ない場合には、第31条に定める手順に従うものとする。

第35条 賞の授与と記者会見

各決勝レースにおいて1位～3位となった車両のドライバーは、レース終了後に行われる賞の授

与（暫定表彰）に出席すること。表彰台における式が終了後、上位3名のドライバーは、記者会見が設定されている場合、速やかに記者会見の会場に移動し、会見に出席しなければならない。

付則-1

大会告知

本レース競技の各オーガナイザーは当該競技会特別規則に以下の各項目を明記しなければならない。また、競技会特別規則の内容は本競技規則の内容に相反したり、重複するものであってはならない。

第1条 総則

2025年F110 CUP 第__戦&第__戦は、一般社団法人日本自動車連盟（JAF）公認のもと、FIA国際モータースポーツ競技規則、およびそれに準拠したJAF国内競技規則、本競技規則、ならびに競技会特別規則（各サーキット競技規則を含む）に従い、準国内格式競技として開催される。

第2条 競技会特別事項

1. 競技会の名称：2025 F110 CUP 第__戦&第__戦
2. オーガナイザーの名称（略称）：
 - 代表者：
 - 所在地：
 - TEL：
 - FAX：
3. 組織委員会
 - ①委員長 ④委員
 - ②委員 ⑤委員
 - ③委員 ⑥委員
4. 開催日程：2025年 月 日（ ）
5. サーキット：
 - 名称：
 - 所在地：
 - TEL：
 - FAX：
 - 長さ：1周 km
 - 周回方向： 回り
 - コース公認番号：

6. レース距離：km（周）
7. 最大決勝出走台数：台
8. 参加申込：
 - 受付開始日：2025年 月 日（ ）
 - 締切日：2025年 月 日（ ）
 - 参加申込先：ニューパシフィックスポーツマーケティング株式会社
9. 書類検査：
 - 日時：2025年 月 日（ ） 時 分
 - 場所：
10. すべてのドライバーは、下記のドライバーブリーフィングに出席しなければならない。
 - 日時：2025年 月 日（ ） 時 分
 - 場所：
11. 競技車両検査：
 - 日時：2025年 月 日（ ） 時 分
 - 場所：
12. 公式予選開始時刻：2025年 月 日（ ） 時 分
13. 決勝レーススタート時刻：2025年 月 日（ ） 時 分
14. 決勝レース終了時刻：2025年 月 日（ ） 時 分
15. 赤旗によるレース中断の場合の停車位置：
16. パークフェルメ：
17. 賞典：
 - 授与の場所：
 - 月日：
 - 賞典の細目：
18. 燃料：（オーガナイザーが指定する銘柄の性状表を記載すること）
 - 供給場所：
 - 燃料補給方式：
 - ピット内の貯蔵（方法と最大貯蔵量等）：
19. JAF 組織許可番号：

第3条 競技会主要役員

1. 競技会審査委員会：委員長を含み2名、または3名で構成する。
 - 委員長：
 - 委員：（組織委員会任命）

2. 競技長：
 - 副競技長：
3. 事務局長：
4. コース委員長：
5. 技術委員長：
6. 計時委員長：
7. 医師団長：
8. 救急委員長：
 - その他：
9. 広報委員長：

第4条 コース図およびピット/パドックエリア等の見取り図

以下の項目について正確な位置を図示し、競技会特別規則に記載しない場合は公式通知にて公示しなければならない。

1. コース図
 - 1) コース図（ターン番号入り）
 - 2) マーシャルポスト
 - 3) オレンジディスク旗提示ポスト
2. ピット/パドックエリアの見取り図
 - 1) スタートライン
 - 2) コントロールライン
 - 3) フィニッシュライン
 - 4) 赤旗ライン
 - 5) ピットロード入口および出口
 - 6) ファイアーステーション
 - 7) 書類検査場
 - 8) 競技車両検査場所
 - 9) 一般的な回収車両引渡場所
 - 10) パークフェルメ
 - 11) ガソリンスタンド
 - 12) ブリーフィング/ミーティング会場
 - 13) ペナルティストップエリア

付則－ 2

2025年 F110 CUP参加登録規定

本競技会に参加しようとする競技参加者は、「2025年 F110 CUP 競技規則 第 11 条」および本付則に従い公式登録を行わなければならない。

1. 年間参加申込み、および個別参加申込み：

1) 年間参加申込み

年間で大会にエントリーする場合、年間エントリーフィー 605,000 円(税込) (ドライバーを含む 1 チーム 6 名分の当該大会に有効なクレデンシャル代を含む) を公式登録後、2 月 9 日までに F110 事務局に支払わなければならない。

2) 個別参加申込み

各大会にエントリーする場合、当該大会のエントリーフィー 198,000 円(税込) (ドライバーを含む 1 チーム 6 名分の当該大会に有効なクレデンシャル代を含む) を公式登録後、参加する大会毎に当該大会の 14 日前までに F110 事務局に支払わなければならない。

2. 公式登録の手順

1) 必要書類

- ・公式登録申請書(競技車両番号 1 番号につき、1 枚の申請書が必要)
- ・参加誓約書
- ・当該年度に有効な競技参加者ライセンスおよびドライバーライセンスの写し

2) 提出期限

- ・年間参加申込みの場合：2025 年 2 月 9 日
- ・個別参加申込みの場合：各大会開始の 2 週間(14 日) 前まで

3) 登録内容の変更

- ・登録内容を変更する場合は各大会の 7 日前までに届け出なければならない。

4) 提出先：ニューパシフィックスポーツマーケティング株式会社

3. 各大会への参加申込

- 1) 競技参加者は、各大会の 14 日前までに F110 事務局に書面で参加申込を行わなければならない。
- 2) F110 事務局はオーガナイザーに各大会の 14 日前までに一括して登録を行い、オーガナイザーは参加を受理した競技参加者に対し参加受理書を発行する。
- 3) 参加申込時に T.B.N. としていたドライバーの登録は当該競技会の 7 日前までに F110 事務局宛に書面で提出しなければならない。
- 4) 提出先：上記第 2 項 4) に同じ

付則－ 3

F110 CUPにおける競技車両番号の設定基準

1. 競技車両番号「1」について

- 1) 前年の F110 CUP タイトル保持者(ドライバー) が所属した競技参加者が引き続き F110 CUP に参加する場合、その競技参加者が「1 番」を使用することを認める。当該競技参加者が「1 番」を使用した場合、前年の競技車両番号は当該競技参加者に帰属する。ただし、当該競技参加者が「1 番」の使用を希望しない場合、「1 番」は欠番となる。
- 2) 前年の F110 CUP タイトル保持者(ドライバー) が所属した競技参加者が F110 CUP に参加しない場合、「1 番」は欠番となる。

2. その他の競技車両番号について

- 1) 一般に競技参加者は、2) に示す優先使用权のある番号を除き、公式登録申請時に希望の番号を選択することができる。ただし、希望番号が競合した場合は、次のとおり番号が決定される。
 - (1) 合意できなかった場合は、2 大会登録の競技参加者が優先される。
 - (2) 2 大会登録同士で競合した場合、F110 事務局の抽選により番号の選択を行う。
- 2) 前年に引き続き F110 CUP に参加する競技参加者については、前年に使用した番号を優先的に使用することができる。ただし、これらの優先使用权は、当該競技参加者が当該番号の使用を希望しない場合、または当該競技参加者が当該年最初の締切日までに公式登録申請を行わなかった場合には自動的に消滅する。
- 3) 番号が決定した後であっても、F110 CUP を 2 大会連続して欠場した場合、当該競技参加者に与えられた番号は自動的に空き番号となる。
- 4) 番号が決定した後であっても、当事者間の合意があれば番号を交換または譲渡することができる。
- 5) 使用できる競技車両番号は「2」番から「99」番までに限る。
ただし、「02」番のように頭に「0」を付けた 2 桁の番号は認められない。

付則 4

2025年 F110 CUP 車両規則

2023年 国際モータースポーツ競技規則 付則 J 項 第 274 条 フォーミュラ 4 第 1 世代技術規定に合致した車両

上記の合致証明として、すべての競技参加者は、おのおのの車両に付随するシャシー製造者の発行するテクニカルパスポートを所持し、常に車両に付帯していなければならない。

いかなる車両も、最初の車両検査でテクニカルパスポート記載内容に不備がある場合、競技に出場することは許されない。

F110 CUP における公認書及び指定パーツリストについて、以下を指定する。

【第 1 世代 FIA-F4 車両公認書】

1. 車両

Homologation No. : 2015-03-F4-Dome

Extension No. : 06

有効な追加公認書 :

01/01VO、02/01EK、03/02VO、04/03VO、05/04VO、06/05VO、07/06VO、08/07VO、09/08VO、10/09VO、11/10 VO

2. エンジン

Homologation No. : 2015-02-F4-TOM'S

3. ギアボックス

Homologation No.:2015-030F4-Toda 有効な追加公認署 : 01/01VO

4. 最低重量

車両の重量は 600kg 以上とする。

この車両の重量とは、レース用装備品をすべて着用した状態のドライバーを含めた、競技の行われている全ての期間中の重量を言う。ただし、全ての燃料タンクは完全に空の状態で行なければならない。

なお、F110 事務局は、予告期間を持って、合理的な理由に基づき、最低重量を変更することがある。

【指定パーツリスト】

1. 車両 Dome_f110_parts_list_issue30

2. エンジン TZR42-003

3. 制動系 ブレーキパッドについては、指定パーツリスト記載の下記の承認部品のみ使用が認められる。

なお、異なる品番のブレーキパッドの組み合わせでの使用は認められない。

	ブランド名	品番
ブレーキパッド	ENDLESS	EP291T45Q
	FERODO	FCP1562 4488-704
	PFC	PFC-0109-704
	SEIDOYA	SDY491-F3970R

4. 安全ベルト

肩部シートベルトブラケットの装着が義務づけられる。

8800A-704-0000 BRKT, SHOULDER STRAP SET (追加公認書 09/08 VO 部品)

*FIA - Guide and installation specification for HANS® devices in racing competition (JUNE 2017) 対応品

5. シート表皮

ドライバーシート(発泡シート)は、難燃性表皮で覆われていなければならない。ドライバーシートは車両に搭載した状態で目視可能な面は、必ず難燃性表皮で覆われていなければならないものとする。

未施工の車両は、公式車検までに施工を完了しなければならない。

なお、難燃製表皮に関しては、使用している難燃製表皮の仕様書をテクニカルパスポートに添付すること。

6. エンジンオイル 指定パーツリスト記載の MOTUL 300V 0W40 の使用を強く推奨する。

やむを得ず他銘柄を使用する場合、粘度 0W40 相当のエンジンオイルの仕様を義務付ける。

7. エンジン封印

本規則第 22 条 1.3 に関し、参加可能なエンジンは 2023 年以降の封印があるものとする。

F110 CUP に変更が生じる場合、予告期間をもって F110 CUP プルテンにて公示する。

但し安全性に起因する変更については、確実な周知をもって即座に変更する場合がある。



F110 CUP

F110事務局

ニューバシフィックススポーツマーケティング(株)

〒158-0083 東京都世田谷区奥沢 6-18-18

TEL : 03-6805-9177 / FAX : 03-6805-9066

Mail : info110cup@f110cup.com

